

伊勢物語「通具本」の成立再論

山 田 清 市

昭和四十三年五月、鉄心斎文庫蔵、通具本伊勢物語が拙稿の解説付で刊行をみたが、それに対し、吉川理吉氏は「伊勢物語の新出『通具本』について」と題して、所見と批判を述べられた。(龍谷大学論集昭和四十四年五月)

以下、吉川氏の御考について私見を述べさせていただく。吉川氏はいわゆる、伊勢物語「朱雀院塗籠本」の形態について、その巻末奥書に記す

這伊勢物語者京極黃門定家卿息女民部卿局之真翰無疑者也

寛女四甲辰初冬

をあげられ、更に通具本巻末に記す

此伊勢物語為氏卿筆、巻末之同序為親卿筆、右依所望加奥書訖

元禄十四年夏日

左中将為清
冷泉治部卿為綱

治部卿為綱

と両者に記すところの、為清、為綱が父子関係であることに注目され、塗籠本の為清から通具本の為綱へと、父子相

統してそれぞれ偽本製造に当つた結果が生みだしたものと考えておられるようである。

そしてその根拠として、右の点に関し、「最後に本文その他の筆蹟鑑定を、年月、署名入りでしるす」ことを以て、理由の一とされるのである。しかし右のような形態は、古写本には普通に見られる書式であつて、例えは、同じ伊勢物語において、近來影印刊行された定家本系の「智温筆本」をあげてみても、巻末七十七丁表には此一帖鶴河新右衛門入道智温筆跡也。

同老僧清若奥書在之隨為秘本、仁保大郎武重依競望進之耳

寛正五年八月七日 正般（花押）

と記されている」とくであつて、吉川氏のあげられる前記の書式などは、この場合、何等両者にのみ固有な特別の共通性とはならないのである。

むしろ、この筆跡鑑定に関する面で、吉川氏の主張に、決定的な支障をもたらすのは、次の事実である。
すなわち、すでに解説で述べておいたごとく、通具本には古筆了佐の極めが一通あり、

這伊勢物語者二條家為氏卿御真蹟分明也、無双之御本也、依御所望難默止證之、最可謂至宝已而

寛永七麿一月上旬 古筆了佐（花押）

と記すが、この場合、了佐が通具本の筆者を、為氏筆とすることの信憑性を、今、問題にするのではない。すなわち、右の極めが書かれた寛永七年（一六三〇）には、為綱「寛文四年（一六六四）——享保七年（一七二二）」はまだこの世に生存しないばかりか、父為清「寛永八年（一六三一）——寛文八年（一六六八）」すら、この世に出生していなかつたのである。

このことは為清、為綱父子の生存年月をさかのぼる以前において、すでに通具本は成立していたことを知らされるのであり、とするならば、為綱どころか、父為清すらも、通具本の成立には、あざかり知らぬ存在となり、かくて、吉川氏のいわれる父子二代の偽造論は根底からくずれ去るのである。この一事をもつても論ずるまでもないことになつたが、念のために、以下吉川氏の御説について、検討を加えてみよう。

氏は、塗籠本、通具本両者の共通性の第二点として、塗籠本の本文末尾に記す

此本者高二位本朱雀院のぬりこめにをさまれりとそ

伊勢物語 可秘也

に対して、通具本が同じく本文末尾に記す

書本云、此物語以堀川大納言通具本、与一條民部卿定家之本校合之、当世證本只在之者歟云々

の両者を比較され、記載に署名がない点を同断とされ、「いづれも本文のすえに()それが古い伝統の本なることをしる」す点で、共通とされるのである。

ところで、塗籠本そのものの成立については、私はすでに「塗籠本は現在の広本系に属する大島本系統の一本を軸として派生したものと推定される」と発表しておいたが、(伊勢物語塗籠本(高二位本)成立考)吉川氏もまたこの点については「六条宮に仮託する中世の偽書に拋り工作せられた、それも偽書」と推定しておられる。(伊勢物語の塗籠本と眞名本)

よつてその當否はさておき、いづれにしる塗籠本成立に関する限りは、後世の意識的改変の結果とみなすことにおいては両者の一致を見るわけである。私が単にその奥書を信じて、古い伝統の本などと決してみなしているわけではないことは、前述の通りである。

ところで塗籠本の奥書について、吉川氏は、「塗籠本」と「高二位本」の二つの名称を「右掲は結び付けている」

とされるが、恐らく塗籠本のそれは、大島本の転載奥書に見る

或本云

朱雀院のぬりごめに、かやがみにかきてありけるを、てづからときゝしかば、かきうつしたると、かうの二位のかくはかきたる。此本はかう二位のいゑのとぞきゝはべるとぞ。

等に依拠し、簡略化して、まとめたものとみなされる。見ることく、塗籠本の奥書は高二位本だけの書名を記し、朱雀院塗籠の名称はこの場合、その所在箇所を示すだけに使われているに過ぎず、吉川氏のいわれるごとく、二本の名称の結び付けとはならない筈である。

一方、通具本の奥書においては、見ることく通具本と定家本の二本の名称をあげ、通具本を根幹にして、定家本をもって校合したと記す点において、塗籠本奥書とはその内容において全く性格の異なるものである。

通具本がその奥書に吉川氏の「言われる古い伝統の本なることの意図」を介在させるのであつたら、「通具」名の代りにそれこそ「六条宮」あたりの名前でも記載しそうなものである。源通具は、伊勢物語の伝本史上では該本によつて始めて登場した人物であり、勢語の夥しい古注釈などにも未見の名であつて、該本が鎌倉期を下らざる書本であると見なされる点において、同時代の通具や定家では、到底「古い伝統の本」なることを暗示せしめるることはできない筈である。

更にまた、その奥書に署名のないとされる点については、これまで古写本には普通に見られる形態であつて、例えば大島本に見える第二部分の奥書、

頤輔卿本にて所書き也。件本は大外記師安本也。小式部内侍自筆之由所注也。雖然不審事件本に令書付也。和歌二

百五首其後以或証本令比較て又一本校了。件両本次第無相違。三宮御本云々。仍付其等也。自此下物語は他本令有事等を追書入也。皇太后宮越後本云々。

等、勢語の伝本史上、まことに注目すべき書本の名がずらりと見え、実在したものにもとづいて記されたであろうことが伺われるが、その署名は全く存在しないがごとくである。

次に吉川氏は、通具本、塗籠本両者の形態上の類似点として、それぞれ「三代実録による業平の略伝を載せ」る点を問題にされる。

しかし卷末に業平の略伝を記載することは例えば定家本の、天福本や武田本第一類にも普通に見られる形態であつて、何等特質となるものでない。その他、鎌倉期の書本といわれる思文閣蔵の伝兼好筆伊勢物語なども三代実録による業平略伝を巻頭に記載しているし、同じく鎌倉期の根源本第二系統に属する伝為氏筆本にも巻末に歌人伊勢の略歴と並べて、業平の略伝を転載する等々の類例によつても、決して塗籠本通具本のみに共通する固有の特質とはならないのである。

更に注目されることは、塗籠本の業平略伝の書式は漢文で記されているのに、通具本は和漢混交体の書下し形式をとっているばかりか、塗籠本記載における冒頭の

元慶四年五月二十四日辛巳

の「二十四日」は「二十八日」の誤りであるが、通具本は正しく「廿八日」と記すのであって、その他においても、吉川氏も指摘しておられる通り、塗籠本の業平略伝の記載事項の五箇所の誤り等も、通具本の方には正しく記す所であつて、かくて業平略伝記載事項に関する両者の直接の関係は認めがたいところとなるのである。

その上、注意されねばならぬことは、塗籠本の業平略伝の筆跡は本文と一筆とみなされているが、「為清」の識語部分は明らかにそれとは別筆と認められていることであり、一方、通具本に関しては、本文部分と業平略伝と為綱識語の三部分は明らかに別筆で、墨色も異なっており、しかも通具本における為綱識語には既述のことく、本文は為卿筆、業平略伝は為親卿筆とそれぞれの区別を示すことである。

通具本の業平略伝が父為清の塗籠本における作為を見なりつて、為綱によつて構成されたのなら、本文と為綱の識語とも筆跡、墨色まで異にさせたのみならず、その記載者を殊更あげたことも、塗籠本と全く異なる方式といわざるを得ないであろう。しかし通具本においては三部分の記載者はもともと別々であつたのである。

かくて吉川氏が奥書の形態上から問題にされた塗籠本、通具本両者の共通性は一つとして、両者にのみ固有の強力な特質と認められるものは認められなくなるのである。

塗籠本が後世の改変にかかると見なされる点から両者に識語を加えた為清・為綱がたまたま父子であることをもつて、通具本にもその性格を想定することは明らかに行き過ぎといわれなければならないであろう。

大津有一博士がかつて紹介された一誠堂書店蔵「伝為相筆本」(伊勢物語に就きて)は、鎌倉期の書本であるが、これには古筆了仲の「為相卿筆」とする奥書や、藤谷前中納言為茂の「為相卿正筆」とする添状を有する注目すべき伝本であるが、更にこれには左記の「とく

伊勢物語六半本一冊

先祖為相卿真筆無疑候。尤可為至宝者也。

宝永四年六月十八日 冷泉宰相為綱

と記す問題の「為綱」の添状を有しているのである。前記、了仲の奥書にみる元禄十年は為綱の記す宝永四年以前のものであつて、これらの事例は右の伝為相筆本が為綱の作為にかかるようなものとは到底考えられないのと同様に、見るごとく為綱は伊勢物語の筆跡鑑定などに、識語を加えるようなことがあつたことが実証されるのである。

さて奥書の形態にひきつづいて吉川氏は、通具本の内容上の性格に立入り、次の三項を問題にされる。その第一は、勢語八十六段から八十七段につづく本文において

(86) 今までにわすれぬ人は世にもあらし

をのかさま／＼としのへぬれは

とてやみにけり。おとこも女もあひはなれぬ宮つかへになむいてにける

(87) 昔男つのぐにむはらのこほりあしやのさとにしてよしうていきてすみけり、むかしのうたに

(武田本)

の部分が通具本に記載されないことにについて、そこに本文の脱落を指摘されるのであるが、この点について私はすでに前記解説で、「本文内容の検討より推して、右表中、八十六段から八十七段にわたる箇所は脱落とみなすことが至当とされるかもしれない。」(解説)としているのであって、別に氏が私に異を立てられる項とはならないのである。むしろ私がその箇所で特に問題としたことは、通具本に記載を見ない本文で

八十五段 正月にはかならずまうでけり

百十一段 やむことなき女のもとに

の部分が同様に前者は「大島本」、後者は「大島本、神宮本、阿波本、小式部内侍本」に一致して記載を見ないのみならず

二十四段　いとねむころにいひける人にこよひあはむとちきりたりけるを

の部分にいたっては、定家本に属する根源本第三系統たる、伝為相筆本、承政僧都筆本、侍従本にも通具本と同様に一致してこの部分を欠くという事実より推して、他の定家本系統にはこの本文が存在する点から、脱落か増補かは俄かに決定しがたくなり、したがつてともに摘出表示した通具本に記載を見ないところの、^{16 21 24 65 79 85 111}章段等の本文部分は「通具本の欠脱を示すものか定家本系の増補にかかるものであるか輕々に断定できなくなつてくるのである。」^(解説)とし、したがつてそれらの中には通具本に「誤脱を含むにしても定家本系はもとより、広本系諸本にも先行する本文を覗かせている可能性を感じずにおれないのである。」^(解説)としたことについては、いささかもふれられないのである。

また通具本が定家本系のいずれの系列にも属さない事実として、定家本系には全く存在せず、定家本系と対立する広本系とのみ一致を示す本文を表示し、かといって絶対に広本系や塗籠本系のそれでないことの理由として、広本系諸本のすべてにわたって存在する

ふりくらしふりくらしつるあめのをとを

つれなきひとのこゝろともがな

やゝもせば風にしたがあめのをとを

たえぬこゝろにかけずもあらなん

の歌を含む章段が、通具本には全く存在しないこと、且また、塗籠本に存在する

おほはらやせがひの水をむすびあげて

あくやといひし人はいづらぞ

の歌によつて構成される特有章段等もこれまた通具本には存在しない事實をあげて、通具本は、その章段配置上の点のみならず、その内容面においても見る」とく今日に伝存する勢語の定家本系、広本系、塗籠本等を含む一切の系統に属さないことを強調した主眼点には全く言及されないで、私がすでに指摘しておいた脱落部分を再びあげられて、一項目とされたに過ぎないのである。

次に第二の項目について、勢語通行本の九十七段「桜花ちりかひくもれ」の歌を持つ章段全体が通具本に全く存在しない事實について、吉川氏は考察を加えておられるが、私はその記載様式の面でも、同一紙面に九十六段の本文末尾から、ただちに九十八段がひきつづいて記載されている形態よりもとづくものでないことは明白であり、「勢語の原初形態にこの章段がはたして本来から存在したものかどうか疑わしく、通具本にこの章段が存在しないのは、或いは当初の姿をそこに示しているとも考えられる(七頁)としたのである。その理由として、前記「桜花」の歌における勢語の作者表示が、「中将なりけるおきな」となつており、それが業平を表意することは、勢語中、「中将」の表記における他の三箇所の例が、すべて業平を指すことが明瞭なことにより、たしかめられたのである。ところが、前記の歌は古今集にも記載され、それには藤原基経の四十の賀の際の詠歌になつており、とするところ基経の四十の賀は貞觀十七年春であり、業平の官歴は三代実録によれば貞觀十七年と元慶元年の両所に右近衛権中將の記載が見えるのであるが、三十六歌仙伝、古今和歌集目録にも元慶元年に記すことにより、十七年の方を誤りとみなすと、業平はこの時、中将ではなかつたことになり、且、古今集諸本も、基俊本、元永本、筋切本、雅俗山荘本、静嘉堂本、六条家本、永治本、天理本、雅経本等はいずれもこの歌の作者を「行平」とすることなどを考へると、古市田山清

今集に見える業平歌は全部、勢語には記載を見るところから、この歌を「業平」と誤った古今集の一本によつて、後に補入されたのではないかとみなしたのである。事実、左記の「」とく両者は極めて密着していく、容易に構成される性格を伺わせるのである。

古 今 集(基俊本)

伊 勢 物 語(武田本)

ほりかはのおほいまうち君の四十のか、九条にてしける時よめる

ゆきひらの朝臣

むかしほりかはのおほいまうちきみと申 いまとかりけり、四十の賀 九条の家にてせられける日、中将なりけるおきな

ところが、これらの点について吉川氏は、三代実録の記載の不備から「①貞觀十七年に中將に任ぜられたが、なお右馬頭をも兼任していく、時に応じ、いずれか一方を肩書きとしたことか。②元慶元年十一月二十一日の叙位に従四位上に叙せられたその時の右近衛權中將はいつの任なのか、要領を得ない点から十七年の任を無視して、元慶元年の記事によつて作為されたとみるべきでないか」とされたのである。

この点について再説することをさせて、他の方の近來の成果をあげることにする。日崎徳衛氏は問題の三代実録、貞觀十七年正月十三日条の全文をあげて検討され、

「」の源行有は仁和三年六月二十二日条卒伝に、「貞觀十九年拝美作守」とあり、源直も公卿補任(仁和二年条)に「貞觀十九正十五兼備中守」とあって、いずれも貞觀十九年に擬せられる。惟恒親王は、その治部卿になつた記事が三代実録貞觀十七年二月二十七日条に見えるから、十七年正月に「治部卿如故」ではありえない。

以上の検討によれば、三代実録貞觀十七年正月十三日条は全体として錯簡であるう

とされて、更に貞觀十九年（元慶）正月十五日の記事を検討され、同日条に

十五日丁亥、除目四十五人。

とあって記事は一切省略されている。問題の記事はこの省略部分が十七年正月十三日に紛れこんだものに違いない。

とされて、三代実録現行本が修正できるとされ、業平の權中將が貞觀十九年（元慶）であることを認証されたのである。（在原業平の官歴について）

また西下経一博士も「三代実録貞觀十八年十二月八日、元慶元年正月五日の兩条には、藤原山陰が右近衛權中將であるから、業平の右近衛權中將となつたのは、元慶元年とみる方がよい」（伊勢物語新解）とされておられるのであって、吉川氏の異議に加えるまでもないところとなるのである。しかも古今集伝本の多くに前掲のごとく、作者を「行平」とすることをあげた私考に対して、吉川氏は「かりにこの歌を行平の作とし、それを載せぬのが原初形態とするとして」（七貞）とされて、勢語の通行本百十四段、有名な芹川行幸の段に「行平」の歌を載せることは、「原初形態の説を早速妨げる以外であるまい」とされるのである。

これは全く論点のはずれた御意見であつて、私は九十七段が通具本に存在しないことは、見てきたごとく、勢語の通行本がその歌の作者をはつきりと業平を表意せしめながら、業平の官歴が史実と相違するのみならず、古今集伝本の多くが「行平」とする点等からも、業平作と誤った古今集の一本によつて、後に構成補入された疑が強く、とするならば、現存勢語本のすべてにこの九十七段の記載を見るから、それを持たぬ通具本にこそ「現存勢語伝本の一切に先行する形態を通具本は覗かせてることになるのである。」（七貞）としたのであって、勢語の原初形態が業平歌のみ

によって構成されているような考見は一度も述べた覚えはないのである。だから芹川行幸が業平没後の史実であろうと、古今集の成立以前にさかのぼることであり、当の行平もまた寛平五年に没しており、古今集以前のことであつて、勢語を業平作と考えるならいざしらず業平没後の行平歌があらうと、仮の原初形態を想定するにしても何等の支障となるものでない。

とまれ、九十七段の場合の論旨は「行平」歌を持たぬからというのではなくて、「行平」歌を「業平」歌と誤つて後に構成補入された過程が如上の点から強く想察されることによつて、とするならば通具本にそれ以前の形態が伺われる論証したのである。だから百十四段の行平歌について吉川氏が「行平のそれなることといふれぬ」とされるのは、言及する必要性が全くないまでの事である。

更に吉川氏は芹川行幸の段で、通具本本文が三箇所の異同部分を持つてゐる点について批判を加えられた。それは、

	定家本（武田本）	通具本
A	思ひけれどもとつきにける	おもひけれどもとつきにける
B	おほかたかのかがひにて	おほかたのたゞひとにて
C	きゝおひけりとや	きゝおよびけるとや

の部分であつて、先ず(B)の通具本本文に示す「たゞひと」は、勢語三段にも二条の后のまだかどにもつかうまつりたまはでたゞ人にておはしましける時の事なり

という事例が示すごとく、帝、后に対しては「臣下」の意になり、したがつて通具本本文にしたがつて解釈するなら今は老齢で狩のお供などは不似合に思つたけれど、一行の中に従つてゐることだからとて、普通の臣下としてお供におつかせになつておられた。

となるわけである。行平が通行本に見る」とく「鷹の匠」であつた事実は管見に入らず、それを虚構とみなしても、この時、行平は六十九歳であり、「おきなさび人なとがめそ狩衣」という老齢の悲痛さをただよわせる歌を詠じている身として、大鷹の鷹飼の責務を担つてゐることは、通具本本文の单なる「臣下」という自由な身分の立場と比較して、そぐわない感じをまぬがれないのである。とするならば、(A)の「もと」という本文を持たない通具本は、この場合、(B)と照應する当然の本文となつてくるのである。

また(C)の点は、吉川氏も指摘される通り、通行本百八段において、

通 具 本	定 家 本
聞きおよびける男	聞きおひける男

という例が見出され、この段は男心を恨んだ女が

風ふけばとはに浪こすいはなれや

わが衣手のかはく時なき

とつねのことぐさにいひけるをきゝおひけるおとい

夜ぬごとにかはづのあまたなく田には

水こそまされ雨はふらねど　（武田本）

と詠んでやつたことになっているが、「きゝおひける」の本文を採ると「自らの身にひきくらべて思い聞く」という意味となるが、それに従うならば、男の返歌の下二句が同じく涙にぬれていることにつながるようであり、また「聞きおよびける」を採ると「聞き及んだ」の意味になり、單に女の涙の説明とも解され、いざれにもとれてくる。したがって百十四段の場合も「きゝおひかり」ととて、「自分の身の上のこととして聞き取った」としても十分意味が通ずることは勿論であるが、「おほやけの御氣色あしかりけり」という本文に注目する時、自分のみの興におちいる時、相手の思わぬ不興を買う規箴譯として、「年老いた人は心すべきことと聞きおよんだ」という考え方も出てくるのである。前記のごとく百八段にも通行本と異なって、この段と同じ本文の事例が通具本には見出され、且また系統の異なる泉州本にも百十四段に「ききおよびけり」という本文一致の事例が指摘されるところから、通具本の勝手な改竄とも俄かに断言できなくなつてくるのである。しかし通具本の方が絶対に正しいと断定できがたいように、通行本本文を絶対視してかかることも、また危険なことと言わればならないであろう。

さて通具本の特質として、章段配列の特異さが数えられるが、その中、百十四段より百十九段に至る六章段の位置が、勢語の現存本においても特に不同であり、通具本はその六章段が通行本の八十八段の次に位置しており、且、その六章段の配列が、例えば広本系「阿波本」のごとく「177 115 116 B C 114 119」のような形態ではなく、諸本の系統中、ただ定家本系と一致をみるところから、通具本が定家本系より採つて八十八段の次へ補入したのではないかという想定のもとに定家本系と本文対校の結果、その異同を示す箇所が

等の異同を指摘されて、これらの事例は「上掲の説の如くば誤りとみねばならぬ時宜とならぬか。」とされるのである。たしかに右の二例などは誤写過程からくるものでなく、万葉に典拠を有するものなら、明らかに勢語における改変の結果であることは歴然である。

と非定家本系にことじ」とべ一致を示したことがあげ、単に定家本系による補入でないことを明らめたのである。だからといって、通具本、定家本系両者にのみ一致する六章段の配列を持つものは他には皆無である。そこで定家本系との先後を検討して、前掲一・六段の「はまひさき」の用例に注目し、その歌が万葉に原拠を有するとみなされる点から「はまひさき」と万葉に一致を示す通具本文が「はまひさし」とする定家本系より先行するとみなされる。それは即ち、「次の句の久しきを導きだす本文につられて定家本系が見誤ったものとみなされ」(解説)るとしてそこに誤写過程を想定したのである。ところが吉川氏はこの点で、勢語の万葉類歌を例示され

徒芦辺満來塩乃弥益荷念歟君之忘金鶴

あしへよりみちくるしほのいやましにきみにこころをおもひますかな

玉緒平沫緒ニ搓而結有者在手後ニ毛不相在目八方

たまのをゝあわをによりてむすへればたえてのゝちもあはんとそおもふ

15

一一四段 きゝをよひ……泉州本

一一六段 いひやりける・阿波本・越後本・最福寺本

一一六段 はまひさき……神宮本・越後本

一一七段 しらしな……泉州本・最福寺本

しかし私は「はまひさし」の点に関しては前掲のごとく目移りによる誤写とみなしたのであって、それがあらぬか、眞淵の古意、東麿の童子問、契沖の臆断、高尚の新釈、新井氏の大成、西下氏の新解等、いずれも「はまひさき」の方の本文に拠つてゐるのである。私見の存するところを氏はとりちがえられて「鹿を逐う猿師山を見ず」というか」と評されるのである。

更に吉川氏は通具本は奥書に「『与一条民部卿定家之本校合之』とあつて、その奥書をかりに信用するにも、校合修正の操作が自白せられた本である。すれば、その校合は章段順序におよばぬとも限られまい。」とされる。通具本が偽書であるなら、その性格を自白するようなことは、全く偽造の意図に反する態度といわれねばならない。解説で述べたごとく、通具本の本文末尾に記載する「抑伊勢物語根源」云々の奥書は、定家本系の根源本第二系統のそれであつて、よつて本文校合が實際に行なわれたなら、傍記・補注等によつてその跡をとどめる筈であるが、本文は全部一筆で記され一、二を除き本文傍記の痕跡を殆んどとどめず、且また本文内部においても、対校された筈の根源本第二系統の特有本文たる

十段

すむ所なむむさしのくにいるまの郡

二十八段

いでていにければいふかひなくて 男

百二十一段 人のまかりいづるをみて殿上にさぶらひけるおりにて

等の十一箇所（伊勢物語「伝常縦筆」論考）にも一箇所以外全く該当せず、その一箇所も通具本本来の本文とみて何等ざしつかえない点から、權威づけのために定家の根源本奥書のみを転載したものとみて、当を失することはまずないと論定したのである。吉川氏は更につづいて「塗籠本の奥書をも信用するなら、平安朝も中頃の高階成忠の本とするそれこそ鎌倉時

代に出来たとする通具本の手本ともいわれることではないか。」とされるのであるが、前述のことく、私は吉川氏以前において塗籠本の成立は、後の改変にかかるものたることを発表しているのであり、その結果からましてその奥書を信用しないことはいうまでもないことであり、故にこそ、通具本奥書の示す校合の実態を実際に検証し、その奥書に示すような、定家本本文の混入が行なわれた形跡など全く認められないことを実証しているのである。

最後に氏が本文の小異部分について考察されておられる点は、紙幅の制約上、省略に従わざるを得ないが、私も別に通具本本文についてすでに発表しているので、参照願えれば幸甚である。（「通具本伊勢物語の本文について」
〔いて〕『亜大紀要三号』、昭四三）

道具本が草創・酔狂の半異端において、九十八身以降で、廣本系と弘法が一致を見せる点から両者の密接な關係を伺せながら、本文内容の検証より推して廣本系に先行することを論証し、また定家本系とは、内容的にそれ以外の章段を含まないにかかわらず、前述の行平歌を誤った九十七章段を定家本系が有する点や、その他の点より勘案して

めて伺うことが可能になつたわけである。」（二解八頁説

と結論づけたのである。解説における私の見落し等について指摘されたことに感謝しながらも、「為清より為綱へ父子相続してこの物語における偽本製造を苦心經營したろう」とされる吉川氏の御論拠には全く従い得ないと明らかにしておきたいと思う次第である。

筆者は本学教授・国文学